

高松市賃借料情報

高松市農業委員会

令和5年3月31日から令和6年10月31日までに農業経営基盤強化促進法により公告された賃貸借における賃借料水準（田10a当たり）は、以下のとおり。

（単位：円、件数）

地 区 名	平均額	最高額	最低額	賃借の 件数	【参考】 使用賃借(無償) による件数
鶴 尾	—	—	—	0	7
太 田	8,900	8,900	8,900	1	1
仏 生 山	—	—	—	0	14
多 肥	6,400	9,700	3,000	2	18
一 宮	5,300	20,000	2,500	9	67
木 太	—	—	—	0	4
古 高 松	7,200	13,600	4,400	9	41
屋 島	—	—	—	0	8
庵 治	3,000	3,000	3,000	8	7
牟 礼	16,000	16,000	16,000	1	40
前 田	8,100	12,000	4,100	2	102
川 添	5,000	5,000	5,000	1	67
林	8,700	8,700	8,700	1	110
三 谷	8,300	10,700	2,900	15	84
香 川	6,200	15,000	1,400	37	107
塩 江	8,000	15,100	3,400	8	11
川 岡	6,200	25,600	2,500	21	44
円 座	4,200	7,100	1,000	5	33
檀 紙	8,300	13,400	1,100	16	128
弦 打	5,200	10,400	3,000	14	25
香 南	4,800	10,500	1,000	71	135
鬼 無	4,500	9,000	1,800	8	34
香 西	4,200	21,500	1,800	19	5
下 笠 居	10,000	24,000	3,000	18	29
国 分 寺	5,700	12,500	700	38	91
十 河	5,200	10,400	1,000	19	76
川 島	6,000	15,000	2,000	28	128
東 植 田	3,800	5,000	2,000	4	49
西 植 田	10,600	21,700	5,000	4	60
合 計	6,000			359	1,525

* 1 データ数は、集計に用いた件数である。

* 2 賃借料が米による物納の場合は、農水省物価統計のうち玄米生産者価格で計算。

* 3 「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

* 4 「合計」の平均額は、データ数による加重平均の値である。

* 5 「地区名」に記載の無い地区については、該当データ無し。